諮問庁:文部科学大臣

諮問日:平成28年12月26日(平成28年(行情)諮問第735号)

答申日:平成29年11月14日(平成29年度(行情)答申第314号)

事件名:初等中等教育企画課が平成27年度愛知県教育委員会に発出した文書

の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「初等中等教育企画課が平成27年度愛知県教育委員会に発出した文書」(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月19日付け28受文 科初第1816号により文部科学大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」と いう。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、そ の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 以下のとおりである。

法5条1号及び6号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は、初等中等教育企画課が平成27年度愛知県教育委員会に発出した文書である。

処分庁は、本件対象文書のうち、個人の氏名並びに国の機関の「直通電話番号」、「内線番号」、「FAX番号」及び「メールアドレス」の部分につき、法5条1号及び6号の不開示情報に該当することから不開示としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書には、特定の個人を識別できる情報並びに行政機関の「直通電話番号」、「内線番号」及び「FAX番号」が記載されているところであるが、これらについては、次に掲げる理由から法5条1号及び6号に

該当する。

(1) 法5条1号の該当性について

本件対象文書には、個人の氏名、職名、所属名により特定の個人を識別することができるものが含まれるため、法 5 条 1 号の該当性を検討したところである。

以下、法5条1号ただし書について検証する。本件対象文書のうち、同号に該当するため不開示としたのは、平成27年度教職員管理主事等研修講座の受講者の決定等について別紙「受講者名簿」及び平成27年度全国高等学校教育改革研究協議会に係る参加者の決定について別紙「参加者名簿(都道府県順、グループ別)」(以下、併せて「受講者参加者名簿」という。)の都道府県教育委員会等の教育公務員の氏名等が記載されている。これらの研修はそれぞれ、学校管理運営等に係る演習や高等学校教育改革の推進を図るための実務者研修を行うことを主旨とするものであり、法令の規定又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当するものでもない。

(2) 法 5 条 6 号の該当性について

本件対象文書には、行政機関の「直通電話番号」、「内線番号」、 「FAX番号」及び「メールアドレス」が記載されているが、本項目は 以下の理由により法5条6号に該当すると考える。

すなわち、行政機関の「直通電話番号」、「内線番号」、「FAX番号」及び「メールアドレス」については、公にされておらず、仮に公にした場合、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあり、これは、法5条6号に規定する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当する。

したがって、本件対象文書の不開示部分に記録されている行政機関の「直通電話番号」、「内線番号」、「FAX番号」及び「メールアドレス」は、いずれも法5条6号所定の情報に該当するというべきである。

3 原処分に当たっての考え方について

文部科学省においては、本件対象文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも法5条1号及び6号所定の情報に該当するため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

- ① 平成28年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成29年1月23日 審議
- ④ 同年10月12日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本

件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とする一部開示決 定(原処分)を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、当初、原処分は妥当であるとしていたが、当審査会事務局職員をして確認させたところ、以下の2(1)のとおり、更に不開示部分の一部を開示する旨説明することから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分(以下「不開示維持部分」という。)の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 不開示維持部分について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件開示請求が「初等中等教育企画課が平成27年度愛知県教育委員会に発出した文書」の開示を求めるものであるため、本件対象文書には様々な種類の文書が含まれていることが認められるものの、殆どの部分は既に原処分で開示されており、不開示となっているのは、①教職員管理主事等研修講座及び全国高等学校教育改革研究協議会(以下、併せて「研修等」という。)の受講者参加者名簿中の学校職員等の氏名・職名等(以下「不開示部分1」という。)並びに②様々な文書に記載されている行政機関の直通電話番号、内線番号、FAX番号及びメールアドレス(以下、併せて「不開示部分2」という。)であることが認められる。

不開示部分1には、①公立学校の職員、②国立学校法人の職員、③私立学校の職員及び④株式会社立学校の職員に係る氏名、職名及び所属名等が記載されているが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、③私立学校の職員(理事長を除く。)及び④株式会社立学校の職員に係る氏名、職名及び所属名について不開示を維持し、その余の部分は開示するとのことである。また、不開示部分2は、不開示を維持するとのことである。

- (2) 不開示情報該当性について
 - ア 不開示部分1のうち不開示維持部分について
 - (ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分1のうち 不開示維持部分の不開示情報該当性について、改めて確認させたと ころ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

- a ③私立学校の職員(理事長を除く。)及び④株式会社立学校の職員に係る氏名、職名及び所属名は、各々の職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は見当たらない。
- b 法6条2項の部分開示について検討すると、氏名、職名及び所 属名は、一体として個人識別部分であるので、部分開示すること はできない。
- c したがって、③私立学校の職員(理事長を除く。)及び④株式会社立学校の職員に係る氏名、職名及び所属名は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。
- (イ) 不開示維持部分の不開示情報該当性に対する諮問庁の上記(ア) の説明は、是認することができる。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 不開示部分2について

- (ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分を不開示と すべき理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おお むね以下のとおり説明する。
 - a 行政機関の非公表の直通電話番号、内線番号、FAX番号及び メールアドレスが記載されており、これらが公になると、いたず らや偽計等に使用されるおそれがある。
 - b その結果、行政機関が必要な時に電話、FAX、メールを使用 できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるこ とから法5条6号の不開示情報に該当する。
- (イ) 当該部分の不開示情報該当性に対する諮問庁の上記(ア)の説明は、是認することができる。

したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号及び 6 号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条 1 号及び 6 号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条 1 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 泉本小夜子,委員 山本隆司